

相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年8月1日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第39号

相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例等の一部を改正する
条例

(相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例の一部改正)

第1条 相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例(平成17年相模原市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(相模原市立障害者地域活動支援センター条例の一部改正)

第2条 相模原市立障害者地域活動支援センター条例(平成21年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

第16条第1号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

(相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター条例の一部改正)

第3条 相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター条例(平成22年相模原市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

第16条第1号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。